



資料2

16消安第8044号

平成17年1月17日

内閣府食品安全委員会事務局評価課長 殿

農林水産省消費・安全局衛生管理課長

豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果に基づくリスク管理措置の報告について

平成16年6月24日付け府食第696号をもって貴委員会より示された食品健康影響評価の結果に基づくリスク管理措置については、下記資料の内容により行うこととしているので報告します。

記

- 1 食品健康評価結果に基づいた豚由来たん白質等の飼料利用の考え方
(資料1)
- 2 豚由来たん白質等のリスク管理措置概念図(案)(資料2)
- 3 農林水産大臣の確認を要する動物性たん白質の製造基準一覧(資料3)
- 4 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について(案)抜粋(資料4)
- 5 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について(案)抜粋
(資料5)
- 6 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(案)新旧対照表(資料6)
- 7 食品健康影響評価について(参考1)
- 8 15消安第3367号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について(参考2)

資料 1

食品健康影響評価結果に基づいた豚、家きん及び魚介類由来たん白質等の飼料利用の考え方

製品名	牛	豚	鶏	養魚	規制の考え方
家きん蒸製骨粉 家きん加水分解たん白	×	×→○	×→○	×	食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、豚・鶏用飼料へのみ飼料利用を認める。
豚肉骨粉 豚蒸製骨粉 豚加水分解たん白	×	×→○	×→○	×	食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、豚・鶏用飼料へのみ飼料利用を認める。
馬肉骨粉 馬蒸製骨粉 馬加水分解たん白	×	×	×	×	馬については、現時点において、BSEの感受性に関する科学的知見がなく人への食品健康影響について評価できないことから、飼料利用を禁止する。
豚・鶏混合品 (原料投入口で混合)	×	×→○	×→○	×	豚及び家きんに由来する肉骨粉等を豚・鶏用飼料に使用することが可能との評価であることから、原料収集段階でそれぞれの条件をクリアした原料をレンダリングの段階で混合処理する混合品についても豚・鶏用飼料へのみ飼料利用を認める。

青: 食品安全委員会の健康影響評価結果に基づき改正予定の部分
 緑: 当省においてリスク管理措置を施した上で改正予定の部分